

平成28年10月1日

市川市農業協同組合 行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1 計画期間中に育児休業の取得率を次の水準にする。

男性職員・・・計画期間中に一人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を90%以上にすること。

[対策] 平成28年10月～ 育児休業中における待遇及び育児休暇後の労働条件に関する事項の周知
平成28年10月～ 男性職員に対する育児休暇取得の推奨
平成28年10月～ 雇用保険法に基づく育児休業給付及び付随するその他諸制度の周知

目標2 所定外労働時間削減の措置

[対策] 平成28年10月～ 所定外労働時間の現状を調査し、各所属の状況の把握
平成28年10月～ 現状に合わせた効果的な業務分担と人員配置の検討
平成28年10月～ 定期的な職場環境のヒアリングをし、問題点の改善

目標3 年次有給休暇取得の推進

[対策] 平成28年10月～ 有給休暇取得状況の調査
平成28年10月～ 有給休暇取得推進の効果的な方法の検討
平成28年10月～ 各所属において計画的な年次有給休暇の取得ができるよう、方法の提案と実施を推進